第１条

第２条

第３条　次に掲げる通知の規定中「氏名を記入し、押印する」を「氏名を付記する」に改める。

一

二

三

四

五

六

七

八　フィリピン共和国産パパイヤ生果実に関する植物検疫実施細則（平成６年４月25日付け６農蚕第2525号農蚕園芸局長通達）４（４）